

# 12月の安全運転のポイント 平成28年12月号

最近、セルフガソリンスタンドで給油をするドライバーが増えています。セルフの場合ガソリン代を節約できるメリットがありますが、給油時にガソリンが吹きこぼれるなどのトラブルも発生しています。また、タイヤの空気圧などの点検もしてもらえませんが、点検は自分の責任で行わなければなりません。そこで今回は、セルフガソリンスタンド利用上の留意点や車両の点検についてまとめてみました。

## セルフガソリンスタンドの利用上の留意点

### 静電気の除去と給油するガソリンの種類の確認

ガソリンの引火温度は氷点下40度とたいへん低いので、給油所での喫煙などによる火気は厳禁であることはいうまでもありませんが、静電気の放電にも留意しなくてはなりません。給油口のキャップにさわる前に、必ず給油機に取り付けられている静電気除去プレートにタッチして静電気を除去しましょう。

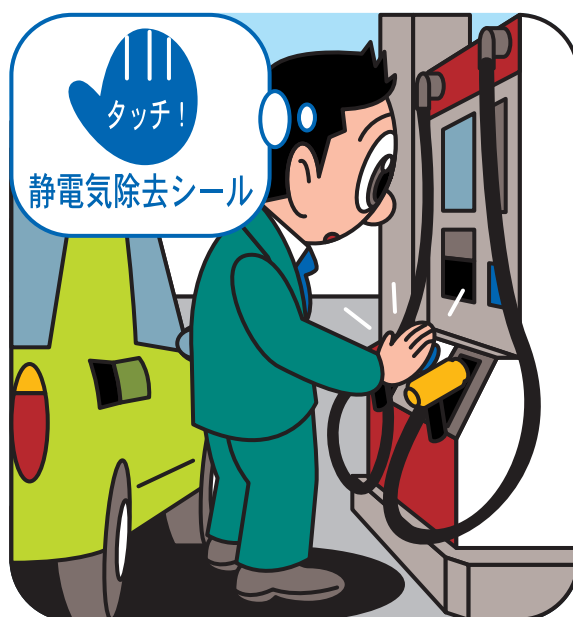
また、給油する際にガソリンの種類を選択しますが、軽自動車なのでうっかりして軽油を入れてしまったというケースもあるようです。不安な場合は、車の取扱説明書で種類を確認しましょう。

### 継ぎ足しはできるかぎりしない

給油する際には、給油量を選択しますが、選択した量や金額に達して給油が停止した後でも、継ぎ足すことができます。そのため、「本当の満タンまでもう少し入るだろう...」とか「代金や給油量がキリのいい数字になるまで...」などと考えて継ぎ足す人がいます。しかし、燃料タンクは目に見えませんが、推測で継ぎ足すことになり、判断を誤ると入れ過ぎて逆流し、吹きこぼれてしまうおそれがあり危険です。継ぎ足しはできるだけしないようにしましょう。

給油が終わった後、給油口のキャップを締めるのを忘れたまま出発してしまうケースもみられます。給油口のキャップを締めたかどうか必ず確認して出発しましょう。

なお、セルフガソリンスタンドは車を誘導してくれる人がいませんから、自分で安全を確保しなければなりません。給油時や出発時は、スタンドに入ってくる車の動きや車から降りた人の動きなどに十分注意しましょう。





## 日常点検の励行

道路運送車両法第4条の2において、自家用乗用車の場合は、走行距離や運行時の状態から判断した適切な時期に車両の点検を行うことが定められています。この点検を「日常点検」といいますが、実際には、ほとんど点検をしていないという人が少なくないようです。

しかも、セルフガソリンスタンドでは、タイヤやエンジン・オイルなどの点検をしてもらうことができません。安全な運転には、車の状態が万全であることが不可欠の条件となります。「日常点検」をおろそかにすることなく、特に長距離走行する前などは、車両の点検をしっかりと行うようにしましょう。



### 日常点検の箇所と内容

#### 運転席での点検

- ・ブレーキ・ペダルの踏みしろが適切か
- ・駐車ブレーキのレバーの引きしろが適切か（ペダル式の場合は、取扱説明書でご確認ください。）
- ・エンジンのかかり具合が良好か、異音がないか
- ・ウインド・ウォッシュ液の噴射状態が良好か
- ・ワイパーの拭き取り具合や動きが良好か

#### エンジンルームでの点検

- ・ブレーキの液量が適切か
- ・エンジン・オイルの量が適切か
- ・冷却水の量が適切か
- ・ウインド・ウォッシュ液が適切か
- ・バッテリーの液量が適切か

#### 灯火類の点検

- ・点灯具合や点滅具合が不良でないか
- ・汚れや損傷がないか

#### タイヤの点検

- ・空気圧は適切か
- ・亀裂や損傷がないか
- ・異常な磨耗がないか
- ・くぎ、石、その他の異物が刺さったり、かみこんだりしていないか
- ・溝の深さが十分であるか（スリップ・サインが出ていないか）

#### 走行させての点検

- ・低速および加速の状態が適切か
- ・ブレーキの効きは適切か



「ご相談・お申込先」